

第5回専門委員会における委員のご発言について

資料2

	平成9年改正 (労働省告示第4号)	委員のご発言
拘束時間 (1日)	●13時間以内（最大16時間） ●15時間超え拘束は週2回まで	○「15時間超え拘束は週2回まで」等、改善基準告示は複雑で分かりづらく、対応する運行管理者にとって負担となっている側面もある（使：齋藤委員）
拘束時間 (4週平均 1週)	●65時間以内 ●貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週平均で1週当たり71.5時間まで延長可	○賃金のメとあわせるためにも1ヶ月の拘束時間を新たに設け、現行の4週平均1週との選択制にしてほしい（使：齋藤委員） ○例えば、1ヶ月最大限やれば、基本的に13時間拘束で23乗務92時間の残業ができる。これは違反になるので、最大限留保できる数字として、拘束時間12時間とすると、1日の残業時間は3時間、24乗務として月間の残業時間が72時間となる。これなら十分960時間をクリアできる。つまり当面、算定上は最大拘束時間を288時間と考えている（使：武居委員）
拘束時間 (1年)		○年拘束時間は3,300時間以下にすべき（労：池之谷委員、久松委員） ○年960時間の時間外労働をまず前提に考えるべき。貸切・高速の71.5時間の延長特例は引き続き必要（使：齋藤委員） ○休日労働をどのように捉えるのかが、今後の見直しの争点（使：赤間委員） ○960時間の時間外労働を前提とした年間の拘束時間としてほしい（使：武居委員） ○960時間の時間外労働の枠を意識した上で、告示を「守れる制度」に見直すことが必要（使：馬渡委員） ○年拘束時間は、休日労働込みで3,300時間以下にすべき（労：世永委員）
休息期間	●継続8時間以上 ●運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所での休息時間より長くなるよう努めること	○休息期間は、11時間に見直すべき（労：池之谷委員、松永委員） ○休息期間の延長は、比例して拘束時間の減少につながり、例えば始発や終発時刻の見直し、混雑する朝ラッシュ時を含めたダイヤの減便など、影響が極めて大きい（使：齋藤委員） ○休息期間を11時間とすると、拘束時間は13時間が上限となり、歩合給のタクシーとしては労働者の賃金を守ることができない（使：武居委員） ○運行種別によって休息の考え方を変えてもいいのでは（労：貫委員） ○休息は11時間に見直すべきであり、1日の拘束時間は休息期間から逆算すべき（労：久松委員）
運転時間	●2日平均、1日9時間 ●4週平均、1週40時間	○運転時間の規制は、労働時間の管理をもって不要としてほしい（使：齋藤委員）
連続運転時間	●4H以内 ●運転の中止には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要	○連続運転時間は、バスの配置基準2時間に揃えるべき（労：池之谷委員） ○ロータリーや路上で待機中のバスが車両を移動させる時間を、連続運転時間違反としないようにしてほしい（使：齋藤委員） ○車両の性能も向上している。また、デジタコで1分でも超えてしまうとオーバーになるような連続運転時間の運用は見直してほしい（使：赤間委員） ○運行実態を踏まえた柔軟な運用となるよう、海外調査の結果も考慮した丁寧な議論が必要ではないか。特に予見されない遅延として、不可抗力については十分な検討が必要（使：馬渡委員）
時間外・休日	●時間外労働：一定期間は2週間及び1ヶ月以上3ヶ月以内の期間を協定 ●休日労働：2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	○年960時間の時間外労働とは別に、拘束時間の特例を引き続き認めることで休日労働ができる余地を残してほしい（使：齋藤委員） ○休日労働は、2週に1回を維持すべき（労：久松委員）
特例、その他	●分割休息は、1日において1回継続4時間以上、合計10時間以上	○分割休息特例は、基準を明確にして見直すべき（労：池之谷委員） ○事業者の努力で遵守が難しい不可抗力な事象などは、「一時的な例外措置」として取り扱いを明示してほしい（使：金井委員） ○エージェントにも、改善基準告示遵守に向けた協力を求め、関係各所と連携して取り組んでいただきたい（使：金井委員） ○運転業務を有償で提供する新たなビジネスに対しても、公平で健全な競争が行われるよう環境整備をお願いしたい（使：金井委員） ○休息期間の分割特例は維持してほしい（使：齋藤委員）

※ バスの委員のご発言については赤字、その他の業態の委員のご発言は黒字